

「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 古都の家」利用契約書（三者契約）

◆◆目次◆◆

第一章 総 則

- 第1条（契約の目的）
- 第2条（契約期間と更新）
- 第3条（介護予防認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更）
- 第4条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）
- 第5条（利用料その他の費用の額）

第二章 事業者の義務

- 第6条（事業者及び事業所の従業者の義務）
- 第7条（秘密保持）

第三章 利用者の義務

- 第8条（サービス利用に当たっての留意事項）

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

- 第9条（損害賠償責任）
- 第10条（損害賠償がなされない場合）
- 第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第五章 契約の終了

- 第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
- 第13条（契約者からの中途解約）
- 第14条（契約者からの契約解除）
- 第15条（事業者からの契約解除）
- 第16条（利用者の入院に係る取り扱い）
- 第17条（精算）

第六章 その他

- 第18条（苦情処理）
- 第19条（代理権）
- 第20条（金銭出納管理サービス契約）
- 第21条（協議事項）

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人久楽会（以下「事業者」という。）は、
_____（以下「利用者」という。）が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 古都の家（以下「事業所」という。）において、事業者から提供される介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第 1 条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。契約者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第 2 条（契約期間と更新）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、契約期間満了の 2 日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 条（介護予防認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更）

- 1 事業者は、計画作成担当者に利用者の介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- 2 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容について利用者又は契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 3 計画作成担当者は、利用者に係る介護予防認知症対応型共同生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者又は契約者と協議して、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。
- 4 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を変更した場合には、利用者又は契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第 4 条（指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

- 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。
 - 一 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成
 - 二 入浴（週 2 回以上）、排せつ、食事等の介護
 - 三 その他の日常生活上の支援・世話
 - 四 機能訓練

- 1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、その基準額から介護保険給付額を差し引いた差額分とします。
- 2 前項の厚生労働大臣が定める基準が、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用者負担金が適用されるものとします。その場合、事業者は利用者又は契約者に事前に通知します。
- 3 前第1項の他、事業者は次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができるとします。

- (利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用に限る)

- 五 前各号に掲げるもののほか、介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収します。

- 3

第 7 条（秘密保持）

- 1 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこととします。

第三章 利用者の義務**第 8 条（サービス利用に当たっての留意事項）**

- 1 利用者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を受ける際には、次の事項に留意するものとします。
 - 一 利用者は、事業所の従業者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めます。
 - 二 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出ます。
 - 三 利用者は、健康に留意します。
 - 四 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力します。
- 2 利用者は、施設内で次の行為を行ってはならないものとします。
 - 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）**第 9 条（損害賠償責任）**

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 7 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者又は契約者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り損害賠償額を減じることができるものとします。
- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 10 条（損害賠償がなされない場合）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 四 利用者及び契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第11条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第12条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援1、要介護と判定された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第13条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第13条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。
- 2 契約者は、利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

第14条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合

- 二 事業者もしくはサービス従事者が第7条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第15条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による、第5条に定めるサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 利用者が介護老人福祉施設又は介護老人保健施設、介護医療院に入所した場合

第16条（利用者の入院に係る取り扱い）

- 1 利用者が病院又は診療所に入院した場合、退院後も再び事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
- 2 利用者が病院又は診療所に入院した場合、契約者は「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払うものとします。

第17条（精算）

- 1 第12条第1項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日の属する月の翌月末日までに精算するものとします。

第六章 その他

第18条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第19条（代理権）

- 1 利用者及び契約者は、第20条に定める金銭出納管理サービス契約につき、事業者に以下の各号のとおり、代理権を与えます。
 - 一 日常生活に必要な費用の支払い。但し、月額1万円を限度とします。
 - 二 医療費の支払い

1 事業者と契約者は、第 19 条に定める代理権に基づき、事業者が利用者又は契約者から金銭を預かり、利用者のために費用等の支払いをするサービスにつき、以下の各号のとおり、合意します。

- 一 事業者は、利用者のために、日常的な生活費用及び利用者が特に申し出た事項に関し、第 19 条に定める代理権の範囲内で利用者のためにこれを受領し又は支出することができます。
- 二 事業者は、必要に応じ、本契約書を提示して代理行為を行うものとします。
- 三 事業者は、利用者又は契約者から寄託された預り金については、利用者名義の預金（別口の口座）とし、現金を封金するなどして、事業者の金銭又は他の者の預金と混同しないよう個別に管理するものとします。
- 四 事業者は、利用者又は契約者に対し、金銭出納管理の状況につき記載した金銭管理出納簿を作成するとともに、1 ヶ月毎に書面で報告するものとします。
- 五 事業者は、前項の帳簿について、利用者又は契約者の請求によりいつでもこれを開示するものとします。

1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、事業者及び利用者、契約者が記名捺印のうえ、事業者及び契約者が各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住所 石川県金沢市利屋町は64番地1
氏名 社会福祉法人 久楽会
理事長 新谷 博 範

利 用 者 住 所
氏 名

契 約 者 住所
氏名